
プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 【審議事項】IAS 第 23 号「借入コスト」－ 適格資産への支出

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2018 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された、資産化に適切な借入コストに関するアジェンダ決定案に対する当委員会の対応（案）の取扱いについて、アジェンダ決定案の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、適格資産の取得に際して一般目的の借入を行う場合の、資産化に適切な借入コストの会計処理方法についての質問を受けた。
3. 要望書に寄せられた事例は次のとおりである。
 - (1) 企業は適格資産を建設する。
 - (2) 企業は適格資産の建設開始当初において借入をしていない。建設期間の途中で、一般目的の借入を行い、借入資金を適格資産への建設資金に使用する。
 - (3) 企業は、当該借入の前と後のいずれにも、適格資産への支出を行っている。
4. 要望書の提出者は、IFRS-IC に対し、IAS 第 23 号第 14 項及び第 18 項を参照し、資産化率¹を乗じる適格資産への支出額について、一般目的の借入を行う前に発生した適格資産への支出額を含めるべきかどうかを質問している。なお、要望書の事例においては、IAS 第 23 号第 17 項の資産化の開始日（資産化対象期間）に関する要求事項との関係性については触れられていない。
5. 要望書の提出者は、具体的な事例として、次のような事例を挙げている。

¹ 資産化率とは、加重平均された一般目的借入金の総額に対する期中の一般目的借入コスト（利息等）の総額の割合である。資産化に適切な借入コスト（一般目的）は、次のとおり計算される。要望者は、資産化に適切な借入コストの計算に際して、借入のタイミングが、適格資産への支出額に含む支出の範囲に影響する可能性があるのかを質問している。

【計算イメージ】

$$\text{資産化に適切な借入コスト} = \frac{\text{期中の借入コスト(利息等)の合計}}{\text{加重平均による借入金}} \times \text{適格資産への支出額} \times \frac{\text{資産化期間}}{12}$$

【前提条件】

(1) 企業は建物を建設する（建物は適格資産の定義を満たす。）。

(2) 建設期間 2016年1月1日から2017年6月30日

(3) キャッシュアウト（いずれも一時点での支払）

2016年1月1日 : CU10

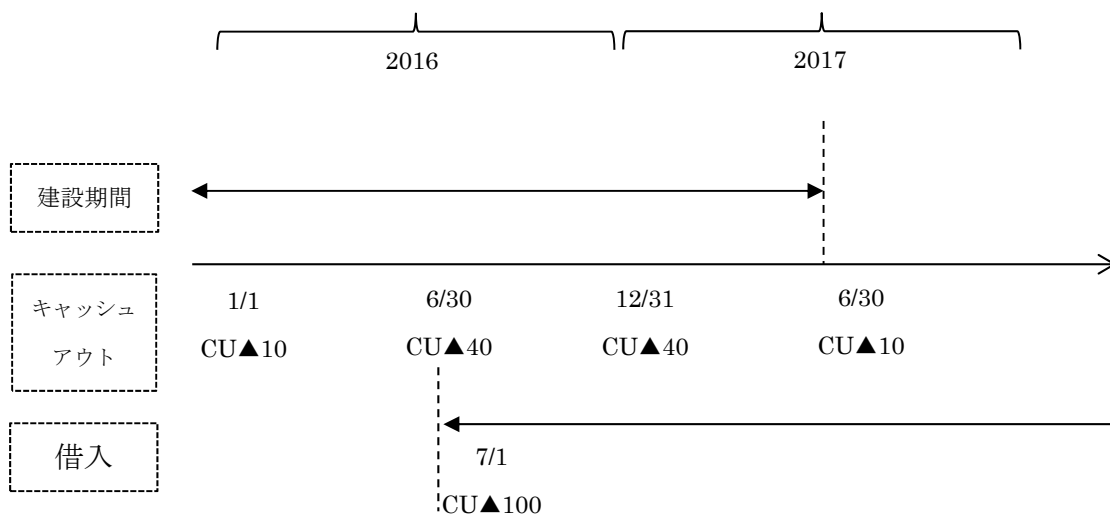
2016年6月30日 : CU40

2016年12月31日 : CU40

2017年6月30日 : CU10

(4) 借入 2016年7月1日にCU100の社債を発行（一般目的の借入に該当）。建物の建設資金に使用。2016年7月1日以前には、何も借入を行っていない。

(5) 資産化率 3%



（見解）

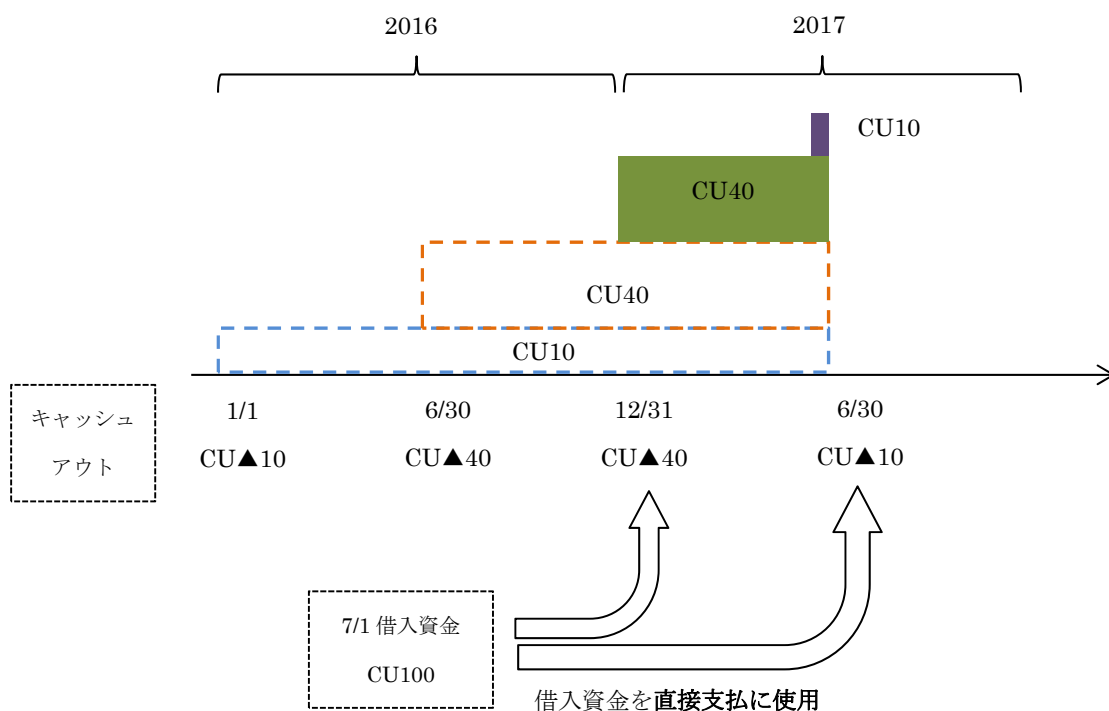
6. 要望の提出者は、資産化率を乗じる適格資産への支出額について次の2つの見解が考えられるとしている。

(1) 見解1：借入を行った後の支出CU50のみを対象として計算する。

（主な理由）

- IAS第23号第14項は、借入により得られた資金を直接的に使用した支出を対象

として計算することを意味している。



見解1に基づき要望者が示す資産化される借入コスト（利息等）の計算方法

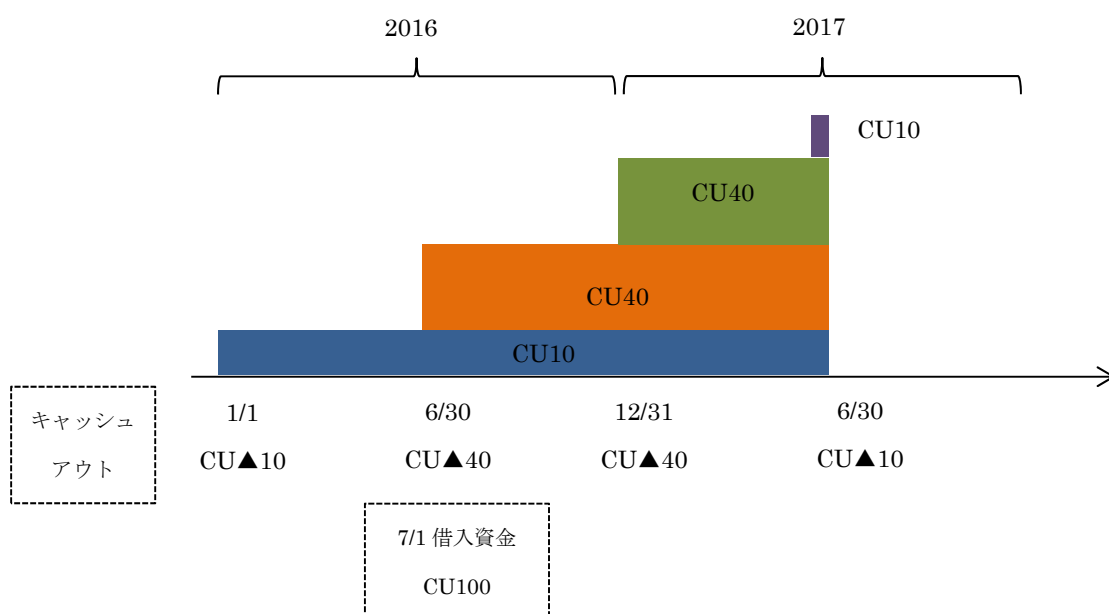
支出		資産化期間	資産化される額
支出日	金額		
2016年1月1日	CU10	対象外	—
2016年6月30日	CU40	対象外	—
2016年12月31日	CU40	0/12	CU0×3%
2016年に資産化される借入コスト			CU0×3%
2017年期首累計	CU40	6/12	CU20×3%
2017年	CU10	0/12	CU0×3%
2017年に資産化される借入コスト			CU20×3%

7. 見解1においては、適格資産への支出額の計算に際して、借入資金により得られた資金を直接支払に使用していることに注目し、借入タイミング以後の支出額のみを計算対象とする。
8. そのため、2016年の資産化対象期間におけるキャッシュアウトは12月31日のCU40のみとなる。しかし当該キャッシュアウトは期末日であるため、2016年の資産化率を乗じる適格資産への支出額は、CU0となる。
9. 一方、2017年においては、期首時点で2016年12月31日にCU40がキャッシュアウトされており、2017年の資産化率を乗じる適格資産への支出額は、CU20（＝CU40×6か月/12か月）となる。

(2) 見解2：建物の建設に発生した支出全額（CU100）を対象として計算する。

（主な理由）

- 仮に借入のタイミングにより対象とする支出額が変動するとした場合には、適格資産への支出額全額を対象として計算することができず、IAS第23号第18項において資産化率を適用すべき支出の合理的な近似値が当該資産の平均帳簿価額とされている要求事項と、整合しない可能性がある。



見解2に基づき要望者が示す資産化される借入コスト（利息等）の計算方法

支出		資産化期間	資産化される額
支出日	金額		
2016年1月1日	CU10	12/12	CU10×3%
2016年6月30日	CU40	6/12	CU20×3%
2016年12月31日	CU40	0/12	CU0×3%
2016年に資産化される借入コスト			CU30×3%
2017年期首累計	CU90	6/12	CU45×3%
2017年	CU10	0/12	CU0×3%
2017年に資産化される借入コスト			CU45×3%

10. 見解2においては、適格資産への支出額の計算に際して、借入を行ったタイミングよりもむしろ、当該適格資産の取得（建設）が借入を行う要因となったことに注目し、借入のタイミングが問題ではなく、借入の要因となった適格資産の支出は全て適格資産への支出額の計算に含むべきであるとの考え方である。
11. そのため、2016年の資産化対象期間におけるキャッシュアウトは1月1日のCU10、6月30日のCU40、12月31日のCU40すべてが対象となる。これらのキャッシュアウトを考慮した2016年における適格資産への支出額は、1月1日のCU10は全期間に影響し、6月30日のCU40は6か月相当、12月31日のCU40は期末日であるため、2016年の資産化率を乗じる適格資産への支出額は、CU30（＝CU10＋CU40×6か月/12か月）となる。
12. 一方、2017年においては、期首時点で2016年にCU90（＝CU10＋CU40＋CU40）がすでにキャッシュアウトされており、2017年の資産化率を乗じる適格資産への支出額は、CU45（＝CU90×6か月/12か月）となる。

III. 2018年6月のIFRS-IC会議における議論

アウトリーチ活動の結果

13. IASB スタッフは、本論点についてアウトリーチを実施し、15名（監査法人6、基準設定主体6、規制当局2、作成者1）から回答を得た。IASB スタッフの取りまとめは次のとおりである。

質問	回答	回答数及び備考
(質問1) 当該取引は一般的であるか。	一般的である。	4名 (うち1名は、借入の審査が遅れた場合にこのような状況になると回答。2名は特定の法域または産業においてのみ発生すると回答。1名は情報が不足しているが、一般に見られる取引であると回答。)
	一般的ではない。	7名
(質問2) 借入前の支出を対象に含むか。	借入後の支出のみを対象とする(見解1)。 全支出を対象とする(見解2)。	多くが見解2に基づき会計処理がなされていると回答。 (一部の回答者からは、全支出を計算の対象としても、資産化の開始は、借入開始後であるという意見が聞かれた。その他、処理の選択には、事実及び状況に基づく判断が必要であるという意見、IAS第23号の基本的な原則(当該資産の建設がなければ避けられであろう借入コストを資産化の対象とする。)を考慮する必要があるという意見が聞かれた。)

IASB スタッフの分析

(資産化の開始)

14. IASB スタッフはまず、要望者が、IAS第23号第17項の要求事項、すなわち資産化の開始に係る要求事項を考慮していない点を指摘している。

15. IAS第23号第17項では、資産化の開始日を、次の条件のすべてを最初に満たした日であると定めている。

- (1) 当該資産への支出が発生していること
- (2) 借入コストが発生していること
- (3) 意図した使用又は販売に向けて資産を整えるために必要な活動に着手していること

と

16. IASB スタッフは、同項の定めを踏まえ、要望書の事例において、企業は 2016 年 1 月 1 日から当該資産への支出を行っているが、その時点では借入は行われておらず前項(2)の要求事項を満たさないことから、借入が行われた 2016 年 7 月 1 日より以前に資産化を開始することはできないとの分析を示している。

(IAS 第 23 号第 14 項の要求事項)

17. IASB スタッフは、IAS 第 23 号における基本的な原則は、IAS 第 23 号の第 8 項や第 10 項に記載されたとおり、適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストを資産化するということであり、直接起因する借入コストとは、仮に適格資産への支出がなかったとしたら避けられたであろう借入コストであると考えている。
18. IAS 第 23 号第 14 項における要求事項、すなわち「企業が一般目的で資金を借入れ、適格資産を取得するためにそれを使用した範囲」で資産化に適格な借入コストを計算するという要求事項には、仮に適格資産への支出がなかったとしたら避けられたであろう借入コストを資産化するという、IAS 第 23 号の原則が反映されていると考えている。
19. そのため、IASB スタッフは、問題は、要望者が指摘するような企業の借入と支払のタイミングではなく（すなわち、適格資産への支出が一般目的の借入の前であるか後であるかではなく）、むしろ借入が避けられたであろう適格資産への支出の範囲はどの範囲か、という範囲の問題であると考えている。
20. 従って IASB スタッフは、要望者が示した見解 1は、借入から得られた資金を直接使用しているか否かにのみ注目し、借入が避けられたであろう適格資産への支出の範囲はどの範囲かという観点では考察していないため、適切ではないと考えている。

(要望書の事例における、資産化率を乗じる適格資産への支出の範囲)

21. IASB スタッフは、要望者が見解 2で示したように、必ずしも常に適格資産への支出の全額が資産化に適格な借入コストの計算において資産化率を乗じる適格資産への支出の範囲に含まれるとは考えていない。
22. 前述のとおり、借入が避けられたであろう適格資産への支出の範囲はどの範囲かという観点で、事実及び状況に基づいた判断が必要であると考えている。
23. 要望書の事例は、次の点が明確ではないとしている。
- (1) 企業はなぜ、2016年7月1日にCU100を借り入れているのか。

(2) 借入により得られた資金CU100全額を、実質的に建設資金に使用しているのかどうか。

(3) 例えば借入により得られた資金CU100のうち、借入後に発生したCU50のみ、建設資金として使用し、残りのCU50は別の目的に使用しているのかどうか。

24. IASB スタッフは、要望書の事例において、CU100 全額を、資産化率を乗じる適格資産への支出の範囲に含むか否かの判断は、次の事実及び状況に基づき判断することが必要だとしている。(要望書の事例の前提条件のみでは判断できない。)

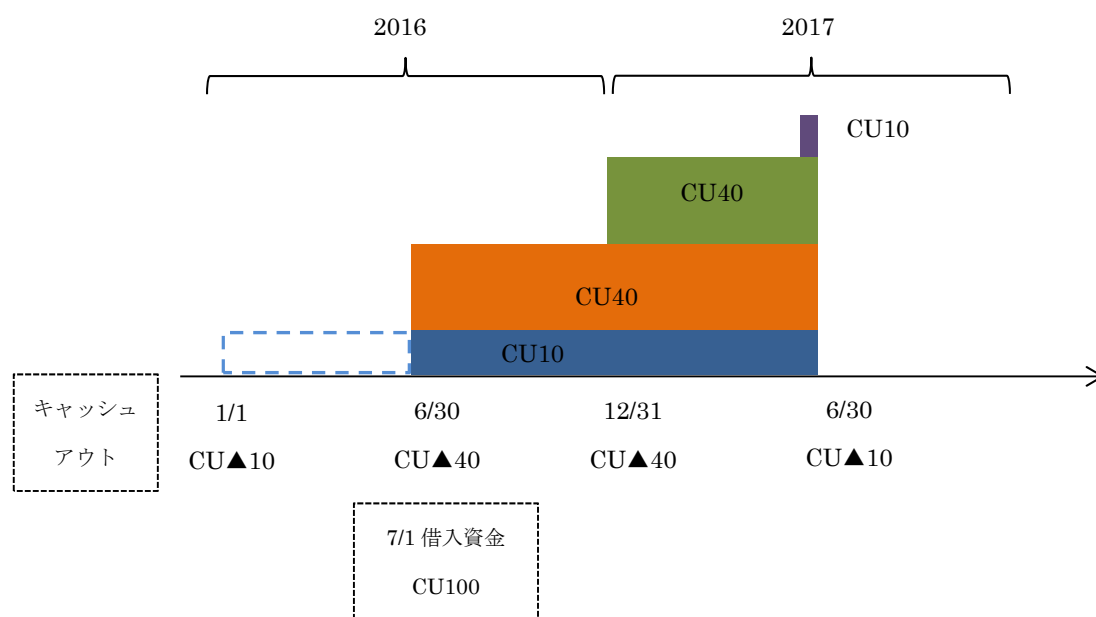
(1) 借入の目的、使途

(2) 当該適格資産を建設しなかったとしたならば避けられたであろう借入コスト (CU100全額を避けられたのか、CU50のみを避けられたのか。)

(仮に、適格資産への支出額の全額が資産化率を乗じる適格資産への支出額の対象となると仮定した場合の、IASB スタッフの示す計算方法)

25. IASB スタッフは、要望書の事例において、仮に企業が借入により得られた資金 CU100 全額を建設資金に使用しているとした場合でも、最終的な資産化率を乗じる適格資産への支出額については、要望者が要望書で示したように、借入を行う以前から資産化を開始することはないと述べている。

26. 仮に企業が借入により得られた資金 CU100 全額を建設資金に使用しているとした場合の、IASB スタッフが示す計算方法は次のとおり。



27. 仮に、適格資産への支出額の全額が資産化率を乗じる適格資産への支出額の対象となると仮定した場合の、IASB スタッフの示す資産化される借入コスト（利息等）の計算方法

支出		資産化期間	資産化される額
支出日	金額		
2016年1月1日	CU10	6/12	CU5×3%
2016年6月30日	CU40	6/12	CU20×3%
2016年12月31日	CU40	0/12	CU0×3%
2016年に資産化される借入コスト			CU25×3%
2017年期首累計	CU90	6/12	CU45×3%
2017年	CU10	0/12	CU0×3%
2017年に資産化される借入コスト			CU45×3%

28. 仮に企業が借入により得られた資金 CU100 全額を実質的に建設資金に使用しており、全額が建物の建設がなかったとしたら避けられたであろう借入コストであるとした場合には、CU100 全額を、資産化率を乗じる適格資産への支出の範囲に含むこととなるが、その場合の資産化の開始は、借入を行った時点以後に開始することを指摘している。
29. 適格資産への支出額の計算に際して、2016 年の資産化対象期間におけるキャッシュアウトは 1 月 1 日の CU10、6 月 30 日の CU40、12 月 31 日の CU40 すべてが対象となるが、これらのキャッシュアウトを考慮した 2016 年における適格資産への支出額は、1 月 1 日の CU10 は、借入を行った後の 7 月 1 日から 12 月 31 日までの 6 か月相当のみが利息相当が発生することになる。従って、2016 年における適格資産への支出額は、1 月 1 日の CU10 は 6 か月相当、6 月 30 日の CU40 は 6 か月相当、12 月 31 日の CU40 は期末日であるため、2016 年の資産化率を乗じる適格資産への支出額は、CU25（＝CU10×6 か月/12 か月＋CU40×6 か月/12 か月）となる。
30. 2017 年における適格資産への支出額は、見解 2 と同様となり、期首時点で 2016 年に

CU90 (=CU10+CU40+CU40) がすでにキャッシュアウトされており、2017年の資産化率を乗じる適格資産への支出額は、CU45 (=CU90×6 か月/12 か月) となる。

31. 資産化率が要望書の事例の 3%であるとした場合の資産化に適格な借入コストは、次のとおりとなる。

●2016年

$$\text{CU25 (CU10} \times 6 \text{ か月/12 か月} + \text{CU40} \times 6 \text{ か月/12 か月)} \times 3\% = \text{CU0.75}$$

●2017年

$$\text{CU45 (CU90} \times 6 \text{ か月/12 か月)} \times 3\% = \text{CU1.3}$$

(IASB スタッフの結論)

32. IASB スタッフは、前項までの分析から、要望書に示された見解 1 は、借入から得られた資金を直接使用しているか否かにのみ注目し、借入が避けられたであろう適格資産への支出の範囲はどの範囲かという観点では考察していないため、適切ではないと考えている。

33. また、見解 2 が適切であるか否かは、資産化率を乗じる適格資産への支出額の範囲の決定に際して、次の点を踏まえた、事実及び状況に基づく判断が必要であると結論を示している。(要望書の事例の前提条件のみでは判断できない。)

(1) 借入の目的、用途

一般目的の借入の前後に適格資産への支出が発生しているかどうかのタイミングではなく、むしろどの程度、一般目的の借入で得られた資金を適格資産の取得に対する支払に使用しているか。

(2) 適格資産への支出がなかったとしたら借入コストの発生を避けられたかどうか。

34. IASB スタッフはまた、仮に企業が借入により得られた資金 CU100 全額を実質的に建設資金に使用しており、全額が建物の建設がなかったとしたら避けられたであろう借入コストであるとした場合でも、見解 2 の計算方法について資産化の開始は、借入を行った時点以後に開始することを指摘している。

35. IAS 第 23 号は、資産化率を乗じる適格資産への支出額の範囲の決定、資産化の開始時期に係る要求事項に基づき、企業が事実及び状況に基づく判断に必要な十分な基礎を提供していると判断し、本論点を基準設定アジェンダに追加しないことを提案した。

IFRS-IC 会議での議論の結果

36. アジェンダ決定案の用語に関する指摘（借入コストと支出の関係がわかりづらく、いつから資産化を開始すべきかに関する記載の意図が伝わりにくい。）が見られたものの、最終的に14名中13名の委員が、スタッフ提案に沿ったアジェンダ決定案を支持した。

今後の予定

37. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について2018年8月21日までコメントを募集しており、今後の会議において、当該アジェンダ決定案を最終化するかどうかについて再検討する予定である。

以 上

(別紙1)

2018年6月のIFRIC Updateに掲載された「アジェンダ決定案」の仮訳

資産化率を乗じるべき支出額 (IAS 第23号「借入コスト」 — アジェンダ・ペーパー3A)

委員会は、企業が適格資産を取得するために一般目的借入を使用する場合に、資産化に適格な借入コストの金額に関する要望を受けた。

要望書に記載された事実パターンでは、

- a. 企業は適格資産を建設する。
- b. 企業は適格資産の建設の開始時において借入れがない。建設の途中で、資金を一般目的で借り入れて、それを適格資産の建設の資金を賄うために使用する。
- c. 企業には、一般目的借入の借入コストが発生する前と後の両方において、適格資産に係る支出が生じる。

要望書では、資産化に適格な借入コストの金額を決定する際に、企業が一般目的借入を得る前に生じた適格資産に係る支出を含めるかどうかを質問していた。

委員会は、企業は借入コストの資産化の開始日を決定する際にIAS第23号の第17項を適用することに着目した。同項は、下記の条件のすべてに該当する場合に、企業が借入コストの資産化を開始することを要求している。

- a. 当該資産への支出が発生していること
- b. 借入コストが発生していること
- c. 意図した使用又は販売に向けて資産を整えるために必要な活動に着手していること

要望書に記載された事実パターンにIAS第23号の第17項を適用すると、企業は借入コストが発生するまで借入コストの資産化を開始しないことになる。

また、委員会は、企業が資産化率 (IAS第23号の第14項) を適用する適格資産に係る支出を決定する際に、企業は一般目的借入を得る前に生じた適格資産に係る支出を無視しないと考えた。

委員会は、IFRS基準における諸原則及び要求事項が、要望書に記載された事実パターンにおいて資産化に適格な借入コストの金額を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。したがって、委員会は、この事項を基準設定プロセスに追加しないことを [決定した]。

関連する IFRS 基準の規定

IAS 第 23 号「借入コスト」

基本となる原則

- 1 適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、資産の取得原価の一部を構成する。その他の借入コストは費用として認識される。

定 義

- 5 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

借入コストとは、企業の資金の借入れに関連して発生する利息及びその他のコストをいう。

適格資産とは、意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産をいう。

- 6 借入コストには、次の費用が含まれる。

(a) IFRS 第9号「金融商品」に示されている実効金利法で計算した金利費用

(b) [削 除]

(c) [削 除]

(d) IFRS 第16号「リース」の要求事項に従って認識したリース負債に関する金利

(e) 外貨建借入金から発生する為替差損益で、金利コストに対する修正とみなされる部分

- 7 状況に応じて、次のいずれも適格資産となり得る。

(f) 棚卸資産

(g) 製造工場

(h) 発電施設

(i) 無形資産

(j) 投資不動産

(k) 果実生成型植物

金融資産、及び短期間で製造（あるいは他の方法で生産）される棚卸資産は、適格資産ではない。取

得時点において意図した使用又は販売が可能な状態にある資産は、適格資産ではない。

認 識

- 8 企業は、適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストを、当該資産の取得原価の一部として資産化しなければならない。企業は、その他の借入コストを発生した期間の費用として認識しなければならない。

資産化に適格な借入コスト

- 10 適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストとは、適格資産への支出が行われなかったならば避けられた借入コストである。特定の適格資産を取得する目的で、企業が特別に資金を借り入れた場合には、当該適格資産に直接関連する借入コストは容易に識別できる。
- 14 企業が一般目的で資金を借り入れ、適格資産を取得するためにそれを使用した範囲で、企業は、資産化に適格な借入コストの金額を、当該資産への支出に資産化率を乗じることにより算定しなければならない。この資産化率は、企業の当期中の借入金残高（適格資産の取得のために特別に行った借入を除く）に対する借入コストの加重平均としなければならない。ある期間に資産化する借入コストの金額は、当該期間に発生した借入コストの金額を超えてはならない。

資産化の開始

- 17 企業は、適格資産の取得原価の一部としての借入コストの資産化を、開始日において開始しなければならない。資産化の開始日は、企業が次の条件のすべてを最初に満たした日である。
- (l) 当該資産への支出が発生していること
 - (m) 借入コストが発生していること
 - (n) 意図した使用又は販売に向けて資産を整えるために必要な活動に着手していること
- 18 適格資産への支出には、現金の支払、現金以外の資産の譲渡又は利付負債の引受けとなる支出だけが含まれる。支出額は、受け取った中間金及び当該資産に関連して受け取った補助金（IAS 第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」参照）の分だけ減額する。当該資産の当期中の平均帳簿価額（過去に資産化した借入コストを含む）は、通常、当該期間において資産化率を適用すべき支出の合理的な近似値である。

以 上